

議案第29号

基山町育英資金貸付基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正について

基山町育英資金貸付基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年9月5日提出

基山町長 松田 一也

基山町条例第 号

基山町育英資金貸付基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例

基山町育英資金貸付基金の設置、管理及び処分に関する条例（昭和40年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第5条中「2万円」を「4万円」に改める。

第6条第2号中「10年」を「12年」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の基山町育英資金貸付基金の設置、管理及び処分に関する条例第5条及び第6条第2号の規定は、この条例の施行の日以後に貸し付ける貸付金について適用し、同日前に貸し付けられた貸付金については、なお従前の例による。

提案理由

貸付金額の拡充を行うことにより、勉学に意欲のある町内の生徒及び学生に対して修学に必要な資金として育英資金を広く活用し、町民の利便性向上を図るため、基山町育英資金貸付基金の設置、管理及び処分に関する条例を改正する必要がある。

令和5年9月15⁴日原案可決